

審議会等の会議結果

1 会議の名称	令和4年度第1回津市環境審議会
2 開催日時	令和4年7月27日（水曜日） 午前10時から午前11時30分
3 開催場所	本庁舎 8階大会議室A （津市西丸之内23番1号）
4 出席した者の氏名	（津市環境審議会委員） 塚田森生、北村早都子、青山泰樹、笈晴、金子聡、木原剛弘、木村妙子、國分弓子、小林小代子、畑井育男、原素之、堀川正代、山路明 （事務局） 環境部長 木村重好 環境部次長 勢力実 環境政策担当参事（兼）環境政策課長 吉住充弘 環境政策課 資源循環推進担当副参事 吉田和司 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課長（兼）リサイクルセンター所長・安芸・津衛生センター所長・一般廃棄物最終処分場所長 今井一則 環境施設課 建設担当副参事 前納秀光 林業振興室長 藤田昌也 下水道工務課工事担当主幹 坊山貴一 農林水産政策課農業振興担当副主幹 本多裕樹 環境政策課調整・企画管理担当主幹 江角綾子 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事補 榊浩平
5 内容	(1) 津市環境基本計画 令和3年度年次報告書について (2) 津市環境基本計画 中間見直しについて (3) その他
6 会議の公開・非公開	公開
7 傍聴者の数	0人

8 担当	環境政策課企画管理担当 電話番号 : 059-229-3139 E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp
------	--

議事の内容 次のとおり

事務局（江角）	<p>お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第1回津市環境審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、環境政策課の江角でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、委員の変更によりまして新たに環境審議会委員に就任されました方をご報告申し上げます。「津市社会福祉協議会事務局次長 國分弓子様」でございます。自己紹介を一言お願ひしたいと存じます。</p>
國分委員	<p>皆様、改めましておはようございます。</p> <p>今回は委員として津市福祉社会協議会より来させていただくことになりました、國分と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局（江角）	<p>皆様、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>なお、本日、所用により、「津市自治会連合会副会長 太田増一様」、「獣医師 橋爪俊裕様」、「津安芸農業協同組合代表理事組合長 水谷隆様」、「中勢森林組合代表理事組合長 森秀美様」、「環境省中部地方環境事務所環境対策課長 曾山信雄様」、「三重県環境生活部環境生活総務課長 山田かずよ様」、「公募委員 横山勝代様」におかれましては、欠席とのご報告をいただいております。</p> <p>それでは、初めに会議の開催にあたりまして、環境部長から挨拶させていただきます。</p>
環境部長	<p>皆様、改めましておはようございます。ご多用の中、またお暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>また、コロナの話題から入るんですけども、また第7波ですか、感染拡大しております。以前と違うなと思ひますのは、感染者数に比べまして、三重県でも病床使用率の方が、関係者のご努力によりまして、まだレッドゾーンに至っているということがないということは、2年前の状況に比べて、私たちもうまくなんとか回避ができる術を身に付けてこれているのかなと感じております。ただ、油断は禁物ですし、本当にぎりぎりところで関係者の方が頑張っただいておるおかげかなと思ひておりますので、</p>

それをひしひしと感じながら日常生活を送っていく必要があるかなと思っております。

ということで、この庁舎もですね、換気対策等、あと電力のひっ迫というのも昨今言われておりますので、電気、クーラーも落としながら、窓も開けながらということで、ちょっとその辺はご理解をいただきながら、ご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願します。

環境問題について皆さんの貴重なご意見をまた賜りたいということでお集まりを願ったわけですが、本日はですね、まず昨年度の津市、我々の取り組みについてどうだったのかということ、またいろいろ批評、厳しいご意見を頂けるとそれが我々のまた次なる取り組みへの糧になると思っておりますので、頂戴いただければと思っておりますし、それに加えてですね、今、津市の環境基本計画が平成30年から10年間という計画期間をもって、いろんな事業展開をしておるのが、令和4年度今年度でちょうど5年目にあたる中間年度の最終年度ですね、ですので平成30年度からこの前半の取り組みについてもですね、内容についてご紹介を、ご説明をさせていただいて、次の後半5年間にどのように取り組んでいくべきなのかという点についてもですね、皆様から忌憚のないご意見、厳しいご意見を頂戴できればですね、我々としても次の取り組みの転換に大いに反映させていただければと思っております。

津市の方は今年度令和4年度からいろんな環境問題、多岐にわたるんですけども、その中でもまず優先して取り組んでいこうというのが、気候変動対策、地球温暖化対策ですね、カーボンニュートラルと言われておりますけども、地域でCO2の排出をできるだけ削減していこうということで、日本列島を見ればですね、国をはじめ多くの自治体が先行して取り組んでおられます。津市もこれまでも気候変動対策は取り組んでまいりましたけれども、2050カーボンニュートラルに向けてですね、さらに加速して取り組んでいく必要がある。社会的経済的にはイノベーションが必要であると言われておりますけれども、行政の方としてもできることは取り組んでいく必要があると感じております。ただ具体的に何をしていこうというのが、やっていきながら、走りながら、いいことをどんどん展開していこうというふうな考えでもございますので、そういった点からもですね、皆さんいろいろご意見を頂戴できればと思っております。

冒頭少し長くなってしまいましたけれども、本日どうぞよろしくお願いたします。

事務局（江角）

会議に入ります前に、人事異動もあり、新しい委員さんもみえますので、事務局職員の紹介をさせていただきます。

（以下、事務局紹介）

それでは、審議に入ります前に、お手元に配布してございます、本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

まずはじめに、本日の「事項書」でございます。次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。そして、郵送させていただきました、「津市環境基本計画 令和3年度年次報告書」、「津市環境基本計画 中間見直しについて」、「津市環境基本計画 実行計画進行管理整理表」の以上5点でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の成立について、ご報告申し上げます。

津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち13名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

当審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。会議の議事録につきましては、津市のホームページ上で公開させていただきますのでご了承ください。

それでは、「津市環境基本条例」第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、塚田会長に議事進行をお願いします。

それでは、塚田会長よろしくお願いいいたします。

塚田会長

おはようございます。塚田です。それでは規定によりましてこれより議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず僭越なんですけれども、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。お二人方まず、金子聡委員、よろしく申し上げます。北村早都子委員、よろしくお願いいいたします。よろしいですね。

それでは、本日の審議事項は、「津市環境基本計画 令和3年度年次報告書について」、それから「津市環境基本計画 中間見直しについて」です。時間に限りがありますので、進行につきまして、ご協力をお願いいたします。

それでは、事項1に入ります。「津市環境基本計画 令和3年度年次報告書について」です。令和3年度は環境基本計画の4年目でした。基本計画に基づいた施策の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

環境政策担当
参事(兼)環境

はい、会長。環境政策課長の吉住でございます。平素は市の環境施策の取組にご協力をいただき、ありがとうございます。

<p>政策課長</p>	<p>それでは、令和3年度の環境施策の取組について、ご説明いたします。座って失礼いたします。</p> <p>令和3年度は、津市環境基本計画、計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間の、そのうちの4年目でございます。お手元の「津市環境基本計画 令和3年度年次報告書」は、環境基本計画と環境基本計画実行計画に沿って、令和3年度の取組結果を整理しております。</p> <p>また、報告書の後半は、以前、これまでのですね、環境基本計画の期間中からのデータを積み上げた資料として整理しております。</p> <p>各施策において共通する留意事項でございます。令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施策において多くの参加者が想定されるイベントや学習会などの啓発活動が参加人数を制限して実施、もしくは中止となりました。これにより、特段の理由がなければ参加者数が減少しているのは新型コロナウイルス感染症に起因するもので、今後は、感染防止対策を徹底しつつ、啓発活動していく必要がございます。</p> <p>また、時間の都合上、内容を割愛して説明させていただきます。</p> <p>それでは、各施策における主な取組結果をご説明いたします。まず、《環境目標1》「自然と調和した恵み豊かな環境」への取組でございます。</p> <p>年次報告書の1ページをお願いします。(1)自然環境の保全《山と川と海のネットワークの推進》でございます。</p> <p>新雲出川物語推進委員会が主体となって、雲出川流域の環境保全を目的とした事業が実施されました。白山地域でのリバーパーク真見エコウォークは、114名の参加があり、清掃活動を通じて自然に触れるとともに、交流の輪を広げることができました。</p> <p>また、令和3年度は、例年開催している環境基礎講座のほか、環境活動スキルアップ講座を開催し、33名の参加がありました。</p> <p>他にも、美杉町石名原地区と三多気地区で植樹を行うなど、様々な取組を行いました。</p> <p>津市エコサークル事業としては、各団体の活動を発表する場である「津市エコサークル活動報告会」を開催し、10名の参加がありました。</p> <p>現状等を踏まえた今後の取組としては、本市の豊かな自然を次世代へ継承していくためには、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関が連携していくことが必要になることから、今後も、山と川と海のネットワークを推進し、雲出川流域の豊かな自然環境を情報発信するとともに、市内で活動する様々な団体等との交流の輪を広げられるよう、エコサークル事業に取り組んでいきます。</p> <p>次に5ページをお願いします。《里地・里山・里海の保全》でございます。</p> <p>里地・里山・里海を守っていくために、市民の皆様がそれらの自然に触</p>
-------------	---

れ、その重要性を実感していただくことが大切であることから、「水生生物調査学習会」などの自然学習イベントを開催しました。自然学習イベントには、全部で180名の参加があり、市民の皆様の自然環境に対する意識向上につなげることができました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、里地・里山・里海が私たちにとって豊かな恵みをもたらす大切な財産であることを情報発信し、体感型の学習会について、内容を充実させながら継続して開催していくことで、環境保全に対する意識の向上に努めます。

次に7ページをお願いします。《森林環境の保全》でございます。

林業に対する理解を深めてもらう場として、「夏休み森と緑の親子塾」や「まるごと林業体験」等を開催しました。これらの体験学習会には49名の参加があり、森づくりの大切さを知っていただく機会となりました。

また、強い森林づくり促進事業や森林環境創造事業により、間伐等を促進して森林の持つ多面的機能の発揮を促すことができました。

さらに、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業として、森林の経営や管理に関する意向調査、森林資源解析、境界の明確化、間伐を行い、未整備森林の解消を進めました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、強い森林づくり促進事業等を活用し、林業振興を進めることで、森林が適正に管理され、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう努めていくとともに、森林経営管理事業を通じて、未整備森林の解消を図っていきます。

次に11ページをお願いします。《農地環境の保全》でございます。

農業に携わる人の高齢化等による農業離れに歯止めをかけるため、就農希望者や農業に関心のある人を対象とした市民農業塾を開催し、担い手の育成を図りました。

また、耕作放棄地化の抑制や担い手に対する農地の面的集積の取組を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に取り組みました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、市内の農作物のPRを継続して行うとともに、消費拡大に向けた地産地消や地産他消を推進していきます。

また、各事業の活用を通して、新規就農者・担い手の育成や農地集積・集約化を支援することで農業経営基盤の安定化を図っていきます。

次は、《環境目標2》「資源が循環する社会」への取組でございます。

13ページをお願いします。「資源が循環する社会環境」、失礼しました。

13ページをお願いします。(1) 資源循環の推進《3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進》でございます。

家庭から排出されるごみのうち、生ごみの減量化・たい肥化に取り組んでいただくよう、生ごみ処理機等購入費補助金交付事業を実施し、生ごみ

処理機等の普及によるごみの減量化を進めました。令和3年度からは、生ごみ処理機の普及促進のため、生ごみ処理機貸与事業を開始し、36名へ貸与しました。

また、子ども達に資源循環への関心を持ってもらうため、小学校の給食残渣を回収し、たい肥化した肥料を小学校の花壇等で活用してもらう、くるりんフード事業や、市内49小学校や公共施設で、燃やせるごみとして排出されがちなお菓子などの空箱等を回収する場を設置し、そこで回収した紙をリサイクルしたトイレトペーパーを小学校へ配布する、くるりんペーパー事業を実施しました。

その他さまざまな取組により、令和3年度の1人1日当たりのごみの排出量は998gで、前年度の1,018gに比べ、20g減少しました。一方、ごみのリサイクル率については、令和3年度は22.1%で前年度の22.9%に比べ、0.8ポイント下がりました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、環境だよりや市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあーる」などで啓発を継続するとともに、環境イベントの開催時やごみダイエット塾などの機会を捉え、生ごみの水切り、たい肥化、容器包装プラスチックの適正な排出、エコステーションの活用などを啓発し、ごみの減量・減容化、資源化に対する意識の向上に努めます。

次に20ページをお願いします。《ごみの適正分別と収集》でございます。

ごみ一時集積所まで運ぶことが困難で、対象となる要件を満たす世帯を対象に、大型家具等ごみ出し支援事業を行い、令和3年度は478世帯の申請を受け、1,196個の大型家具を収集いたしました。

また、高齢化社会における、市民の皆様に分かりやすく負担の少ない分別・収集方法について、廃棄物減量等推進審議会で協議を行いました。

適正なごみの分別方法・出し方については、環境だよりやごみ分別アプリ「さんあーる」、ごみダイエット塾や小学校環境学習等を通じ、啓発を行いました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、人口減少に伴う高齢化社会において、市民の皆様に分かりやすく負担の少ない分別・収集方法について、引き続き協議してまいります。

また、適切なごみ分別・出し方等については、小学校での環境学習やごみダイエット塾など地域へ出向いて、啓発を継続していくとともに、環境だよりや市ホームページ、ごみ分別アプリなどを活用した情報発信をしてまいります。

次に25ページをお願いします。(2)新エネルギーの適正な普及《新エネルギーの利用促進》でございます。

令和3年度の新エネルギー利用設備設置費補助金交付実績は、太陽光発

電システムは99件、エネファームは141件となりました。

また、新エネルギー利用施設の整備に関して、国及び県が策定したガイドラインを基に、事業者等に助言及び指導を行いました。

次に27ページをお願いします。《温室効果ガスの削減対策の推進》でございます。

第2次津市地球温暖化対策実行計画を令和3年3月に策定したことに伴い、パンフレットや市ホームページで周知を図るとともに、これに基づき温室効果ガスの排出量削減を実行していくため、環境学習や夏休み子どもエコチャレンジなどを通して啓発を図りました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、津市地球温暖化対策実行計画において、変更された国の目標値との整合性を図るため、内容の見直しを行う必要があることから、令和6年度に向け、来年度見直しを行う予定でございます。

次は、《環境目標3》「快適で暮らしやすい生活環境」への取組でございます。

34ページをお願いいたします。(1)衛生的な生活環境の保全《空き地・空き家等の適正管理》でございます。

空き地・空き家対策として、広報紙や市ホームページでの啓発のほか、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに協力を依頼し、チラシ配布等を行いました。

また、空き家無料相談会では77件の相談があり、専門家によるアドバイスを行うことができました。

また、空家の利活用を促進するため、空き家情報バンクにおける利用登録のオンライン申請や、360度パノラマ画像掲載など、機能拡充を図りました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、空き地や空き家等の発生抑制、適正管理の意識醸成を図るために、広報紙や環境だより、市ホームページなどで様々な媒体を利用して啓発していきます。

令和3年度中に、特定空家等は30件、特定空家等以外の空き家は35件が解体、補修等による改善がされました。今後も、危険な空き家に関する相談などに対して、空家法に基づき所有者へ適正に指導を行い改善に努めます。

次に37ページをお願いします。《愛護動物の適正飼養》でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射を実施しませんでした。動物病院等での狂犬病予防注射の接種の啓発を行い、獣医師に犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等に係る業務を委託するなど、飼い主の利便性を高めることで、犬登録や狂犬病予防注射の実施率の向上を図りました。

また、ペットの適正飼養・終生飼養に関する啓発、及び動物愛護に関する啓発活動を広報津へ掲載やチラシの配布にて行いました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、犬登録・狂犬病予防注射の必要性を啓発していくとともに、狂犬病予防集合注射と動物病院等における接種の方針について獣医師と協議を進め、連携して取組を行い、実施率の向上を図っていきます。

また、愛護動物の適正飼養・終生飼養、及びTNR活動について、今後三重県のあすまいると協力して、将来的には殺処分ゼロ及び市民の皆様との相談・苦情の軽減に取り組んでいきます。

次に43ページをお願いします。《生活排水対策》でございます。

公共下水道供用開始地域の公共下水道への接続を促進するため、水洗便所改造費助成事業などの各種補助等事業を実施し、水洗化率の向上を図りました。

また、市営浄化槽事業による合併浄化槽の設置と維持管理を行うとともに、合併浄化槽の新規設置、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換に対して補助金を交付する浄化槽設置整備事業補助金交付事業を実施し、合併浄化槽の普及を図りました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、公共下水道への接続や合併浄化槽への転換等を促進するための補助制度や融資制度を継続して実施し、さらなる下水道への接続、水洗化率の向上に取り組んでいきます。

また、市営浄化槽事業や浄化槽設置整備事業補助金交付事業を推進することにより、公共用水域の水質改善を促進していきます。

次に47ページをお願いします。(2)やすらぎを感じる生活空間の形成《緑の保全・創出と水辺環境の保全》でございます。

生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業により、苗木を配布することで、地域緑化・家庭緑化を促進することができました。

また、緑化・美化運動では、自治会や市民団体等に対し、苗木や花苗、肥料等を支給しました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業、緑化・美化運動を継続して行うことで緑化・美化意識の向上を図ります。

以上が、環境基本計画の「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」に取り組んでいく施策として掲げた環境目標1から3に対しての令和3年度の主な実績でございます。

55ページ以降は、環境基本計画の実現に向けて、市民の皆様に環境に対する意識を更に持っていただくために取り組んだ施策でございます。

また、資料編につきましては、以前の環境基本計画の計画期間からの実績を積み上げたものでございます。時間の都合上、説明は割愛させていた

	<p>できます。</p> <p>以上、環境基本計画の4年目である令和3年度の主な取組結果でございます。</p> <p>委員の皆様には、PDCAサイクルのアクションに向けた視点で、市としての今後の取り組みについて、ご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
塚田会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から年次報告書について説明がありました。皆さんご意見、ご質問はございませんか。どうぞ。</p>
原委員	<p>多岐にわたっていろいろな施策を実行され、かなりの成果があがっていると思います。その中にですね、情報の共有化とか広報があるんですけども、等の中に入っているかもしれないけれども、例えば情報の共有、広報の強化についてはですね、例えば公共放送のNHKとかで夕方に「まるっと！みえ」とかやっていますね。ああいうところでお近く取材いただくとはですね、より普及するのではないかと。若い人についてはですね、SNSとかの発信をした方がより、あまりなんというか、学習会とかそういうイベントに人が集まるのは時節柄あまりよくないかもしれないけれども、広報するという意味ではいろんな手法を使った方がよしいんではないかと思いました。</p> <p>それからもう一点ありまして、これはもう1、2年でできることではないですけど、森林とかなんかにあつての保全とかを進められていることは大変結構なんですけども、長期的に、例えば環境基本計画、10年で終わるぐらいを目処にですね、例えば森林公園を造って、市民の憩いの場所でも環境保全を啓発をしていくとか、臨海公園を作るとか、非常にお金がかかることなので環境政策課だけの範疇ではないとは思いますが、その辺をちょっと頭の隅に入れていただいたら、よりよい環境ができるのではないかと感じました。以上です。</p>
塚田会長	事務局から何かありますか。
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私の方から広報についてということで、広報津、環境だより、市のホームページ、アプリという形で広報させていただいています。それ以外にもということで、例えばテレビであれば、広報課の方ですね、三重テレビで朝の9時から「ついいと、ツイート！」みたいな、津市の広報媒体がございますし、それ以外にもSNSをですね、広報課は情報発信をしております。</p>

<p>環境部長</p>	<p>ますのでそういう機会も捉えて、情報の発信、こちらの方に努めていきたいと思っております。</p> <p>二点目にいただいた森林保全等の目的も含めて、市民の憩いの場としての森林公園等を将来、中長期的な目線で整備していったらどうかというご意見をいただいたと思います。非常に大事なことかなとは思っています。現状をまずご紹介させていただきますと、津市片田田中町にあります、リサイクルセンターという市の資源化処理施設に併設してですね、自然公園を平成28年4月から開設をいたしております、そこで市民の方どなたでもですね、無料でお越しただけというようなコンセプトで、自然に触れていただくという公園は設置をしております。</p> <p>ただ、環境といいますと、自然環境・生物多様性・公害対策いろいろあると思います。その中でも市民の憩いの場というテーマでいきますと、いろんな切り口でその活用方法とか設置目的が設定できると思いますけれども、市の方で自然豊かな森林を活用してとなりますと、711km²のこの津市の6割が森林を占めていることからですね、市が直接的に公園を設置する、人工的な公園を設置するというのも大切かと思っておりますけれども、フィールドへ出ていただいてですね、民間の土地、山を利用しながらいろいろ自然に触れ合っていただくということが機能的な事業展開として実施できるかなという思いもありますので、すでに実際ご紹介させていただいた新雲出川物語推進委員会さんとか、市の直接事業としても、あと三重県の環境学習情報センターとコラボレーションしてですね、そういった民間のフィールドへ出てですね、いろんな自然観察会・学習会等の展開をしておりますので、そういったことで事業の展開を進めさせていただいております。</p>
<p>林業振興室長</p>	<p>林業振興室長の藤田です。</p> <p>みえ森と緑の県民税を活用して、美里に美里水源の森というものを設置はさせていただいています。管理というか、そういった部分は美里総合支所さんの方でしてまして、林業振興室でも昨年は「まるごと林業体験」をここの美里水源の森でさせていただいてますし、美里総合支所さんの方で、小学生向けの林業体験のイベントとかをさせていただいています。森林公園というくくりではないですけども、そういった活用とかはさせていただいている箇所があります。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見は。</p>

木村委員

いろいろ環境施策に対するご尽力いただきありがとうございます。

いくつかちょっと意見があるんですけども、生物多様性保全のところですね、特に外来種問題というのが非常に今、生物多様性を損なうという点で問題になっていると思います。いくつか生物についても挙げていただいていますけども、特にアライグマとか、そういう動物については、今すごく里山の方にも非常に増加してしまっていて、うちの周りにもいっぱい居るんですけども、それについては里地の保全とか畑とかそういうところの被害とか、それからあと生物多様性の基本的な生態系の保全ですね、いろいろ在来種食べたりとか準絶滅危惧種のニホンイシガメとか食害するということが非常にありますので、そういう点も気になりますし、それからもう一つは、人に直接影響があると思うんですけども、狂犬病であるとか、それからあと愛知県の方ではエキノコックスに関するニュースが最近ありましたけれども、そういうものの媒介者ともなり得るものですので、そういう点ではですね、啓発というのはされているというご報告はいただきましたけれども、もう少し調査をするとか、実行上でどういうことをする、駆除に対してですけども、市民が参加してするのか、そういうようなことについてより一層していただきたいなと思います。

それからですね、それに関連して、猫に対して活動されているという報告がありましたけれども、猫も外来種ですので、生物多様性には非常に影響があるというふうに言われています。去勢手術などされて増えないようにという活動をされていると思うんですけども、できるだけ里親とか、そういうところで、家の中で飼育をしていただいて、それでできるだけ外の方に出さないようにして生物多様性を保全するというそういう活動ですね、それが市の施策としては重要じゃないかなと思いました。それがまず在外来種対策についての一点です。

もう二点ほどあるんですけども、あとは、また生物多様性の保全に関してですけども、干潟保全についてですね、田中川の件については、非常に活動していただいて、市民の観察会であるとか、今堤防工事が進んでますけれども、それに対しても生物多様性の保全に配慮していただく工事を県の方でも進めていただいていますので、そういう点では非常に素晴らしいなというふうに思っています。でも一方で、雲出川の河口であるとかそういうところにも、ここの地図にも書いてありますけれども、自然があってそれでアサリ漁業とかそういうところでは、シジミとかですね、重要だと思うんですが、でもやはり堤防工事とかが進んでいて、それで特に希少種がいるヨシ原とか、そういう環境がなくなっているという現状があります。啓発という点では田中川を中心にして、他の場所ですね、いくつか津市には優れた環境がありますので、そういうところも含めてどういうところが大事なのかというところをですね、市民の方々に啓発いただければいい

かなと思っています。ちょっと情報共有が必要かなと思います。知らないうちになくなっていきますので、環境が。それが二点目です。

それからもう一つは新エネルギーとの関連ということで、環境にやさしいエネルギーに変えるということは大きな策であるということは理解していますが、県の方でも風力発電とかそういうところの建設に対する、企画に対する審議がありましたが、新エネルギーと同時に、そこに生息する生物、生物多様性になるべく影響がないような新エネルギーの転換ということを図っていただきたいと思っています。先ほど、森林公園とか海岸公園とか、そういうご提案がありましたけれども、海岸公園とかの場合はですね、浸水護岸であるとかそういうところで生物多様性に非常に大きな影響がある、悪い影響がある、そういうふうな建設方法もありますので、ぜひ事前に調査を行って、できるだけそういうふうな影響がないような建設、正直、海岸公園を作っていただきたいんですけども、できるだけ干潟や海岸を保全する方の方向でやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

塚田会長

事務局から短くお答えいただければと。

環境保全課長

すみません、環境保全課なんですけれども、三点あった話でまず生物多様性の中の外来種の取り扱いについてなんですけれども、外来種という話になるとですね、いろいろ取り扱いもありまして、一番最初にお話しをされたアライグマ、例えばアライグマなんかについては、特に里山なんかで農地に対して影響が出てる場合などについては、農林水産政策課と連携してですね、お申し出があったら駆除という形で罠とかですね、そういうのをお貸しさせてもらってるというものもございます。外来種全般の話としては、例えば先ほどイシガメの話がございましたけれども、ミシシッピアカミミガメが、まだ指定はされてるものの施行はされてないですかね、要は外へ放ってはいけないというのがございます。これはもう当然、例えばアメリカザリガニやミシシッピアカミミガメについては、いわゆるそこに住んでいるものとしてはかなり割合を占めているので、私どもとしては、例えばそれを一斉に駆除するのは現実的に難しい部分もあるので積極的に啓発をしていかないといけないかな、まず放さない、外来種については放さないということが必要なので、しっかり啓発をしていきたいというふうに思っております。

猫のことについてなんですけれども、ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、犬猫については猫は外来種って話、お気持ち的には要は外に出てしまうと影響がでるものなのでっていうのはそうなんですけれども、法律的には愛護動物ということに実はなってます、これは例えば駆

除するという話には実はならず、逆に言ったらそれはそれで虐待というふうにならされてしまうので、これは、猫を今おっしゃるように家の中で飼うというのが一つ思うんです。そういうのを、苦情とかありますと現地に行って確認したうえで、保健所が実際には、保健所が直接所管しているものの連携して、適正に飼ってください、虐待に当たらないように適正に飼ってくださいという指導とかそういうのをさしてもらってます。なので、犬猫のことにしましてはちょっと取り扱いが若干別になりますけれども、飼い方をきちっとするように、私どもは飼い方を指導していくというような取り組みになります。

二点目の、干潟とかそういう保全に関しての話なんですけれども、いろんな民間とかボランティアといいますか、民間の方でいろいろ取組をされている中で、当然、情報共有が適切にというか十分されていないなかで、例えば雲出川でありますとか、海岸なんかは県の管理になってくるんですけれども、国や県がそれぞれ認識をしているかどうかということがございますので、そういう情報がございましたら、ちょっと私どもの方に直接整備に関してあるかどうかということはあるんですけれども、そういう情報がありましたら、やはり言っていないといけないんだらうなというふうに思いますので、そこは国・県と連携してというか、当然内部の情報もそうなんですけれども、国・県に対してこういうものですよというのは言っていないかなければならないのかなと考えております。

三点目のエネルギーのことについてなんですけれども、おっしゃられるように太陽光発電とか風力発電とか今、大規模な計画が多いと思います。その中で、一定規模以上の開発、開発を伴うものについては環境影響評価、いわゆる環境アセスメントですね、が行われることになっています。これは国の法律や県の条例に基づいて、アセスメントを行うということになっておりますので、ほんとに山ちょっと削ったとかですね、当然場合によっては希少な生物が減るということもございますので、そういう機会がございましたら、私どもとしては、そういう生息があると推測されるような場所についてはですね、きちっと調査を行って適切な措置をとる、もしくはその影響が及ぼすような開発については、当然抑制するような形で市としては意見を言うていくことになるのかなということになりますので、そういう機会が適宜私どもの方は意見を言うていきたいと考えております。以上でございます。

塚田会長

ありがとうございます。

時間的にもうこれぐらいにしておいた方がよいですか、事務局の皆さん。

木村委員	もう一点、笥さん…。
塚田会長	いや、そうなんですけど、まだ次もあるので…。どうですか。
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長 塚田会長	まだ、はい。 大丈夫ですか。
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長 塚田会長	はい。 そしたら、笥さんお願いします。
笥委員	<p>地域で福祉に携わっている者として一つお願いしたいことがあります。白山町の方での高齢化社会が大変進行するなかで、20ページに関わることです。ごみの適正分別と収集ということで、まさにここがこれからとっても大事な、特にこのコロナの2年3年で、地域の福祉課題が大変深刻化しているということです。言わずもがな、一つはやっぱり、通院ができない、高齢者にとって地域の生活をしていくうえで、非常に困っているのが、なかなか通院ができない、病院に行けない、その足がない。その次は、買い物になかなか行けない、自分の命をする食べ物がなかなか買えない。そして今まさに、自分の日々の生活環境の中でごみ出し難民、ごみをどうして出したらいいのかという、そういうことについて大変苦慮してみえる方がいっぱい、そしてなかなかこれが表面上に出ていない部分があります。非常に深刻化しております。</p> <p>そこでぜひお願いしたいのは、そういう実態を知ってもらうためには、やっぱりヘルパーさんとか介護事業者さんとかそういう形で入っている、なかなかプライバシーの関係があって、私たち地域の者が入れない部分がいっぱいあって、その家庭の具体的な状態というのがなかなか見えなく、特にプライバシーとかいうのは、このコロナの中で家庭に入れない、話が聞けない、様子がわからない、そういうふうなこの3年間で、とっても深刻化しているように思います。</p> <p>そこで、そこらも含めてやっぱりいろんな方、今日、津市社会福祉協議会の方に来ていただいていると思いますけども、いろんな関係機関、津市で行政の中では高齢福祉課とかいろいろそこらの部分との関連、特に実際に入っている事業者の方、ヘルパーさんとか介護者支援者とかそういう方との連携をとっていただいて、その実態把握に十分努めていただかない</p>

	<p>と、なかなか表面的な形になってしまって次のステップができないように思えて仕方がないです。</p> <p>そこらをこれから今後5年間の中でしていきたい、していただければなど。丁寧な実態把握、それはやっぱり現場に入って、家庭に入っている人しか絶対分からない。そこらの部分をよろしく、常に関係機関との連携をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>資源循環推進 担当副参事</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>資源循環推進担当副参事の吉田でございます。</p> <p>実はですね、今この津市環境基本計画とともにですね、ごみの処理に関する津市一般廃棄物処理基本計画というのも同じく平成30年に10年計画で策定しまして、その中間見直しを現在、廃棄物減量等推進審議会というところで審議しております。</p> <p>その中でですね、一般廃棄物処理基本計画の中にある、市民に分かりやすく負担の少ない分別収集方法ということで、実は平成30年に大型家具等のごみ出し支援というのを始めさせていただきました。</p> <p>まさに委員さんがおっしゃっていただいたようにですね、大型家具についてはそれでいいんだけど、次にですね、いわゆる日常ごみの排出にも困っている方がいるのではないかとということで、今健康福祉部の方とも連携してですね、日常ごみの排出についての支援ですね、これを市の方で行っていかうということを、廃棄物減量等推進審議会の方で検討している、協議しているところであります。</p> <p>実際、福祉の方ですね、ヘルパーさんの声としてですね、本当は重度の介護の方で身体介護であるとか、食事介護であるとか、そういったことにしたいんだけど、その方のごみ出し支援をしてる時間があるって、それがどうしても時間をとってしまうもので、本来受けて欲しいサービスが受けられないというような話も聞いておりますので、そういったところを解消できるように、環境部として取り組んでいきたいというふうに考えております。ありがとうございます。</p>
<p>筧委員</p>	<p>まさにそうなんです。ヘルパーさん入ってもらってまず、まわりの方からして、それで身体介護やそこら、本来のことができなくなっていく。そこらも含めて、まさにそうやと思いますんで、よろしくお願ひします。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>他に課題とかございますか。まだ時間あるみたいなんで、どうぞ。</p>
<p>木村委員</p>	<p>すみません、ちょっといいですか。短いですが。</p>

塚田会長	一点ずつ聞きます。
木村委員	短いからです。 さっきの猫に関してなんですけれども、私は猫について別にその、駆除しろと言っている訳ではありませんので、愛護動物であることは私は理解していますので、里親を探すということを言っていますので、よろしくお願いいたします。
塚田会長	それが動物愛護法にも規定されている。
木村委員	ええ。
環境保全課長	すみません。ちょっとその部分抜けてて申し訳ないです。 動物愛護法については、確かに掲載してあるように、結局、この言葉が適切かどうか分からない…野良猫とか地域猫といわれる猫について、指導したうえで、結局最終的には保健所なんかで捕まえることになる猫がございます。そういう猫については、犬猫そうなんですけれども、あすまいるの方が里親探しをしてもらっています。結局そこは、私どもでは扱えない部分があるんですけれども、そういう部分は啓発とか連携してやっていかないといけないことではありますので、情報共有させてもらいながら進めていくようにさせてもらってます。
木村委員	駆除と言っているということではないということ、よろしくお願いいたします。
環境保全課長	すみません。
塚田会長	他にどなたかございますか。 待っている間に私一つ伺いたいんですが、生ごみの処理機に補助金を出しておられますよね、何ページだったか、その中に多分、電気を使って熱で乾燥するようなやつも含まれているのかなと思うんですけども、そういう理解でもし合っていればですね、例えば火力発電所の電気を使うエネルギーとごみ処理場で焼却する水たっぷりの（ごみを）焼却するのに使うエネルギーとどっちが多いのかちょっと教えていただきたいのですが。
資源循環推進担当副参事	すみません、資源循環推進担当副参事の吉田でございます。 ちょっと今、委員おっしゃっていただいた部分についての検証まではし

ていないというのが現状なんですけど、市の方としましては、生ごみに含まれる水分が特に家庭から出る生ごみの中には7割ぐらいがですね、重量換算しますと水分でございます。これを少しでも水切りをしていただいて、ごみとして排出していただくとなると、重量的にも軽くなりますし、匂い等もですね、防げるというところもありますので、生ごみ処理機がまさにそれが乾燥さす部分とそれが肥料になるという部分なんですけども、委員おっしゃっていただいたとおり、電気代が結構かかるということも現実ありましてですね、その電気代の部分と焼却の方で燃やす部分との対比までは比較したものはないので申し訳ございません。

環境部長

すみません、会長おっしゃっていただいたのが、CO₂の排出削減と生ごみの水切りについてですね、化石燃料由来のCO₂排出を伴うエネルギーで、どちらがどうバランス的に世の中に環境上いいのかという点についてですね、担当が言いましたように、その検証までは実は至っておりませんので、いまそういう視点でご指摘をいただきました。水切りは電氣的に機械的に蒸発させるという他にもいろいろな方法がございますけども、今ご指摘いただいた電気乾燥させるという部分についてはエネルギーミックスにも関係してくると思います。再生可能エネルギーすべて100%の電気乾燥させるということであれば何らかのCO₂排出削減に貢献できるかもわかりませんが、今現実的には化石由来の電気が5割以上ありますので、そういった点ですね、カーボンニュートラルに取り組んでいくという中において、一度しっかりと検証してみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

塚田会長

ありがとうございます。

その電気は再エネからだというふうな購入の仕方をしていたとしても、それはあまり意味がないと思います、全体から考えると。ですので、もしエネルギー的にペイしないようなものであれば、火力発電と想定してペイしないのであれば補助をやめていただきたいなというのが私の考えです。

他にございますか。よろしいですか、もうちょっと（時間が）あるので、大丈夫そうではありますが…。

事項1についてはこの程度にして、事務局では委員から出されました意見を尊重して、環境施策に生かしていただきたいというふうに考えます。

それでは事項2に入ります。「津市環境基本計画 中間見直しについて」です。令和4年度で環境基本計画は5年目を迎えます。社会や環境情勢等の変化に応じ、計画の見直しを行うことについて事務局から説明をお願いします。

<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>津市環境基本計画中間見直し（案）の概要について、ご説明申し上げます。</p> <p>津市環境基本計画は、津市環境基本条例の基本理念に基づいて策定された前津市環境基本計画等を踏まえ、平成30年3月に策定されたのが現在の津市環境基本計画でございます。</p> <p>現計画である「津市環境基本計画」は豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造する環境づくりの指針となるもので、市民、事業者及び市が連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されました。施策の展開として3つの環境目標を掲げ、計画の実現に向けての方策や進行管理などで構成されております。現計画の計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間ですが、『社会や環境情勢等の大きな変化』が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとなっております。</p> <p>前計画では【具体の施策】や【施策達成目標】を持っていたため、中間年で達成状況を確認する必要がありましたが、現在の計画では具体の施策を別途「津市環境基本計画実行計画」で進行管理をしており、また、委員の皆様には先ほどの「年次報告書」のように毎年ご意見をいただいております。目標の達成度を視点とした計画の修正はございません。</p> <p>しかし、『社会や環境情勢等の大きな変化』という面では、ご存じのとおり、「SDGs」であるとか「カーボンニュートラル」、「脱炭素社会」という言葉を目にしない日はないほど、環境に対する考え方を転換する時期であり、また社会的潮流となっております。</p> <p>本日は、これらを踏まえた中間見直しの概要についてご説明いたします。</p> <p>それでは資料1の「津市環境基本計画中間見直し（案）」をご覧ください。資料1でございます。1ページをお願いします。</p> <p>まず、序章でございます。こちらは中間見直しにあたって新たに追加した部分であり、先ほど申し上げた見直しの背景を計画が策定された平成30年から現在までの流れについて説明しています。</p> <p>現計画の第1章から第3章、第6章は現行どおり、第4章と第5章を中心に見直しをしています。第4章と第5章については、資料では新旧の比較ができるように対照表になっておりますが、製本時には章立てで表記をする予定でございます。また、参考資料については、津市の環境の部分を時点修正しております。</p> <p>以下、各項目の詳細についてご説明いたします。</p> <p>資料2の1ページをお願いします。資料2でございます。</p> <p>字が細かくて申し訳ございませんが、第4章めざす環境像に向けた施策の展開でございます。</p>
------------------------------------	---

《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境（1）自然環境の保全、（2）公益的機能の維持増進については、見直しはございません。

3ページをご覧ください。

《環境目標2》資源が循環する社会環境（1）資源循環の推進については、【現状と課題】の「ウ」、「キ」で中間年までの統計上で傾向の変化がありましたので表現を見直しております。また、新たに「ケ」としてプラスチック資源循環促進法の施行によるプラスチックごみの再資源化について項目を追加いたしました。また、次ページに【取り組む施策】として《3Rの推進》の「ウ」を同法による表記に修正し、新たに「キ」を追加いたしました。また、《ごみの適正分別と収集》については、津市一般廃棄物処理基本計画の進捗に沿った内容に修正しました。

先ほどもちょっと出ていましたが、津市一般廃棄物処理基本計画につきましては、一般廃棄物減量等推進審議会において中間見直しをご協議いただいております。その中で、金属と不燃（燃やせないごみ）の区別がわかりにくく、問い合わせが多いことから一緒にしてはどうかということや、先ほど副参事が申し上げた日常生活で出るごみのごみ出し支援制度についてご協議をいただいております。

次に5ページをご覧ください。

（2）新エネルギーの適正な普及については、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえ、本市においても本年度から地域脱炭素推進事業として、これまでの取組を加速させて取り組んでおります。現在は市役所内で脱炭素に係る事業の洗い出しを行っております。このことから項目の名称を（2）地域における脱炭素社会の実現に変更し、【現状と課題】の「オ」と「カ」を同理由により文言修正を行い、6ページ以降に【取り組む施策】として《新エネルギーの利用促進》の「ア」と「ウ」と「エ」、《温室効果ガスの削減対策の推進》の「イ」、「オ」を修正しました。また、《省エネルギー対策の推進》の「ア」と「イ」は内容が一部重複のため統合を行い、「ウ」に具体的な省エネ方法を例示いたしました。

また、地域脱炭素推進事業に合わせて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに向けて取り組んでいくことの表明も津市の方では考えております。（2）については、6ページ中段「ア」の注記にありますように、現在、検討中の仮称にはなりますが、「（仮称）津市地域脱炭素宣言」をはじめ現在進行している事業でありますことから、他の項目も含めて多少変更の可能性がございますのでご了承を願いたします。

次に8ページをお願いいたします。

《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境（1）衛生的な生活環境の保全については、動物愛護法改正による社会情勢を「オ」で修正、「カ」では環境測定の実績上の傾向を修正しています。9ページに【取り組む施策】

として《空き地・空き家等の適正管理》の「イ」を現在の運用状況に合わせ、《愛護動物の適正飼養》では「イ」と「ウ」であるとの連携による施策に修正しております。

10ページをご覧ください。

(2) やすらぎを感じる生活空間の形成については、都市計画公園として整備中の香良洲高台防災公園を追記しております。

次に、資料3をお願いします。資料3の1ページをご覧ください。

こちらは第5章 計画の実現に向けての対比表でございます。

1 市民の環境意識の向上(1) 環境に対する市民意識の向上については、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえた内容に修正をしました。なお、第5章につきましても注記にございますように変更の可能性がございますのでご了承を願いたします。

次に資料5をお願いします。A3の大きなものでございます。A3サイズの資料が実行計画進行管理整理表でございます。

こちらがですね、実行計画進行管理整理表でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、こちらで具体の施策の進捗管理を行っております。第6章に記載の本計画の推進にあたり進行管理を行いながらPDCAサイクルを実行しております。

委員の皆様には「年次報告書」に加え、中長期的な視点で、現計画の見直しの参考としていただき、また、同時進行で実行計画についても、現計画の中間見直しに沿った内容に修正していく予定です。最後に、策定スケジュールでございますが、いただいたご意見を反映し10月の初旬あたりにですね、予定している第2回の審議会でも再度ご審議いただく予定をしております。

説明は、以上でございます。

本日は、10年間という計画期間の中間年で社会や環境情勢等の変化に一致させるという視点で、ご意見をいただければと思いますので、よろしく願いたします。

塚田会長

ありがとうございました。ご意見ご質問等ございましたらよろしく願いたします。

どうぞ、金子委員。

金子委員

中間の見直しということですが、いろいろ中間見直しで挙げていただきましたけど、全体的に順調に進んでいるという判断で、さらに向上させるために見直しを挙げられているということで、全体的な把握としては順調に進んでいるという解釈の下でよろしい訳でしょうか。

環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	概ね計画通り進んでいるという判断でございます。ただA3の整理表を見ていただくと、すべてが「◎」というわけではございません。「△」等の個々の施策はございますが、全体的にはおおむね計画どおりとかなと思っております。今回は冒頭申し上げました通り、社会的な情勢の変更ですね、策定当時にはなかったことが新たに加わっておりますので、そういう社会背景に合わせて見直しのほうを図っていきたいというふうに考えております。
金子委員	ありがとうございます。
塚田会長	他にどなたかございますか。
筧委員	<p>筧です。</p> <p>ぜひお願いしたいのが、(環境)政策課の皆様方、とっても良く勉強されているんですけども、先ほど言いましたように、やっぱりこれからの時代、きっちりと人々の生活というのがなかなか見えづらい、実態がわからない部分が出てくると思います。やっぱりきちっとした実態把握、そして現場感覚、人々の生活、現場感覚の中からいろんな形で、この5年間の施策の展開を、見直しをぜひぜひしていただきたいと思います。</p> <p>その中で一つだけ聞かせてください。資料5のところにあります一番最初のページです。二段目の「開発行為を計画する際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう指導する。」というこの項目が出ています。それで、各5年間、令和4年度も含めて、平成30年度から令和3年度までは実績なしということになっておりますけど、例えば前回の審議会でもお話ししておりました、波瀬の大規模発電所、あそこの開発行為について、どんな指導や助言や、あるいは平成30年度以前の問題かもわかりませんので、波瀬のあの部分のところでどんな指導がされたのか、どんな助言がされているのか、そこらを含めて聞かせてほしいな、そして、言わずもがなですけども、今白山町で今回、市長さんの方から令和4年度は意見書が出ました。白山町青山高原の下における産業廃棄物管理型最終処分場のことについての方法書についての意見書が出て、知事の意見書も出ました。今後この展開はどういう形になるのか、どんな指導をするのか、どんな助言を行うのか、そこらも含めて聞かせていただくとありがたいと思います。</p>
環境保全課長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>波瀬の太陽光発電につきまして、すみません、ちょっと手元に申し訳ないです、アセスメントの資料はございませんが、一般的に、その当時でもそ</p>

うなんですけれども、方法書の作成の上で、こういう環境に影響が出そうだという調査を行う方法を決めるんですけども、それがそもそも適切かどうか、例えば生態系であれば、十分その生体系を把握する調査になっているかどうかというのを当然入れていきます。それに基づいて業者が適切に調査を行っていくという、調査方法、予測方法になっているかどうかを随時、その段階に応じて市としては意見を、三重県の方に出しております。それが適切でなければ当然適切でないといえますし、例えば、開発の方法で周辺に土砂が流出するような施工が推測される場合については、適切に施工しなさい、そういう方法を取りなさいという意見を言っていくということになります。

ですので、おそらく私の記憶で申し訳ないんですけども、鳥類とかですね、あと両生類とかで一部あったんですけども、そういうところはちゃんと保全措置を取るように意見としては出してあるかというふうに思います。あと公害関係法令、いくつか法律があるんですけども、そういうところの種類についても、種に影響がないように、環境アセスメント自身は（工事を）止めたりするというよりもそれが適切であるかどうかというのをきちんと見ていくものなので、それが適切にちゃんと進められるかどうかというのを見たうえでという話の意見書になってくると思います。

先ほどおっしゃっていた産業廃棄物の処分場についてですけど、ここに出されている整理表については3年度としては実は意見は出してない、令和4年度になってから市として意見を出しましたので、ここは実績なしとなっているんですけど、一部ご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、簡単にご説明させていただきますと、白山町の垣内地区にですね、産業廃棄物の最終処分場の計画が立ち上がりまして、事業者が昨年度、県の環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続きに入りました。その中で、手続きの中で県条例に基づく市の意見を出す機会がございましたので、市民の方の意見を踏まえたうえで、基本的にあの地区で最終処分場というものを行うことに対して、将来的に操業している最中も当然ながらですね、最終的に閉鎖・廃止した後においてもですね、最終処分場が与える影響が下流側の地区、生活環境とか生活圏があるところに対する影響が大きいということで基本的には認め難いというふうな意見を出させていただいております。

今現在、環境アセスメントの手続きなので方法書段階の次の準備書の過程の途中に入ってます。これについては、事業者側の手続きになりますので、今後もし事業者が進めていったらの話になるんですけど、今後、方法書に基づいた調査をして計画を組んで準備書段階に入ってきたとしても、結局津市のスタンスは変わりませんので、そこは基本的に方法書の時に出させていただいた意見のとおり、十分な担保がないというか安全性が確保

	<p>されないような計画については認めがたいというスタンスは変わらずということになるかというふうに考えております。</p> <p>ただ、出てくるものがまだ全然わかりませんので、今の段階で必ずこうですとは申し上げにくいんですけど、それは見たうえでという話になると思いますが、基本的な考え方を変えるということはないと思います。以上でございます。</p>
<p>覧委員</p>	<p>あの、こういう開発行爲についての第一義的な主体者は県ということで、許認可権限ということで、なかなか市町がそこについていうのは難しい、そんな中でいろいろなことが起こってきているのが実態、でもこれからやっぱり市町村がどういう形で地域の環境、県より一番知っているのは市町村、市町やと思うんです。そこがやっぱり指導権を発揮する、そこにリーダーシップを発揮しながらしていくということが、これから5年間の部分でとっても大事な、そこに地方自治の民主主義が僕はあるんやないかなと、こう思うんです。</p> <p>先ほど波瀬のことも出ましたけども、私たち先日、三重県自然観察指導連盟であそこに探しに行きました。生物多様性の一つ、昔、今から10年ぐらい前はムササビの営巣樹木がありましたけども、そこが全部伐採されていました。それからその近くにタガメとかミナミメダカの生息池があったんですけども、そこがみんな埋められて（生物が）おりませんでした。この前も言ったようになかなか入れませんので、私有地ですので、その周辺部しか調べることができないんですけども、そういう実態が起こっている。じゃあどこでそんな指導や助言がされてるのかということ、環境アセスの中できちっとされてそれでいっとるんやというふうに、じゃあ現場は、今の実態はどうなかと、やっぱり知るのは地域住民や地方市町やと思うんです。そこらの部分抜きにしてしまえば、これからの私たちの地域の環境というものがかなりおかしい形になっていくのではないかな、だから今後、市町の指導助言ということ、そこがとっても大事で、そのためにはやっぱり実態をきちっと把握していただく。そこらのことを、難しいと思うんですけど、そこから今後どのようにしていくのか、施策の展開をお願いしたいなと思います。</p>
<p>環境保全課</p>	<p>よろしいですか、少し補足をさせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>当然地元の方しかわからない情報もあると思います。環境アセスメントの中では住民さんの意見が事業者側に出されて、それをどういうふうにするのか回答を踏まえたうえでの書類が出てきます。私どもとしては地元の方がこういうような情報を持っているというのがそこでわかりますので、</p>

	それは充分踏まえたうえで、市として意見を述べていく。そういうふう 考えておりますので、その部分をご理解いただければなというふう に思います。
塚田会長	はい、よろしいですか。 他にご意見は、では木村委員。
木村委員	すみません、資料5の2ページ目の「里地・里山・里海の保全」の ところですね、自然ガイドブックによる啓発ということで、自然 観察とかやっていたいてすばらしいなと思っています。 それからガイドブックの作成についても御尽力に感謝します。でも 本ってということですよ、ガイドブックということは。紙媒体でそれ で実績としては6冊ということでは達成されていると書かれていて、 それはそれで活動としては重要なとは思いますが、やっぱり広く市 民に知っていただくということでは紙媒体はもちろん詳しい情報 をとということで重要だとは思いますが、その概要版であるとか特 に重要なところとか、そういうところをホームページであるとか、 よりたくさんの方が見える電子媒体であるとか、マスコミを利用 した啓発であるとかそういうことが必要じゃないかなというふう に思っています。そのように検討をいただければなというふう に思います。よろしくお願いします。
塚田会長	では事務局から、何かお答えください。
環境保全課長	環境保全課でございます。 実は環境学習の時に使っているんですけども、ずいぶん昔に作 られたものではあるものの、著作権の関係でどこまでできるか わからないんですけど、確かにおっしゃるようになりますね、津 市はこういう自然なんだよというのを、ホームページできち っと紹介しているところもございませんし、ちょっとそこは考 えたいなというふうに思います。
木村委員	ありがとうございます。
塚田会長	まだありますか。
木村委員	もう一個いいですか。 これはちょっと質問なんですけれども、同じ資料の18ページ 目に都市政策課のところで緑化の推進とか記念樹苗木の配布 というのをされているというふうには書かれているんですけど も、これは具体的にどういう緑

<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長</p>	<p>化、種とかを渡したりしているんでしょうか。どういうものを使われているんですか。</p> <p>記念というのはですね、例えば結婚の時とか、子どもの誕生ですね、そういう記念のときに、春秋に「緑と花の市」をやっておりますので、その時にですね、半年半年の間にご結婚とか子どもの生まれた方々に対して、機械的に送って無料で配布させていただいている事業で、それによって緑化を進めていこうという取組でございます。</p> <p>ごめんなさい、種類まではちょっと把握してないです、申し訳ないですが。</p>
<p>木村委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>というのは、こういう緑化の植物の中には先ほどから外来種の話をしていきますけども、外来性の生物もかなりいまして、オオキンケイギクとか今、特定外来生物になってはいますが、あれも元々は緑化のために導入された種ですので、今、種はわからないと言われてましたけども、配布される時には影響がないものを配慮されて配布するというのをされるのと同時に、配慮していますというスタンスが大事なかなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長 塚田会長</p>	<p>担当課である都市政策課の方にご意見お伝えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>私も一つお伺いしたいんですけども、先ほど算委員が言っておられた環境アセスメントのことなんですけども、開発行為者への助言と指導を行うということがここに書いてあるんですけども、これは県知事への市長の意見以外に、いろいろな直接的な事業者さんへの指導とか助言とかを行うという、そういうことですか。</p>
<p>環境保全課長</p>	<p>えっとですね、すみません。開発行為と言いますか、こういう大規模な事業についてはいろいろな法律が関わってまいりますので、それぞれ法律に基づく計画とかも含めてですね、その担当しているというか、開発行為に伴ういろんなものというのは、そこの部署が指導というか、「この行為に対してどう？」というのは、それに基づく指導はされますので、そういう意味も含めてということでございます。</p>

塚田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>どちらかという環境アセスメントの後の許認可のところとか、そういうふうなことですか。</p>
環境保全課長	<p>そうですね。どの段階かという早い段階で入ってくる場合もありますけども、その段階に応じてということになります。</p>
塚田会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にございますか。いいですか。</p> <p>それではないようですので、事務局はこれまで出されました意見を参考に、中間見直しに生かしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に、事項書の3「その他」ですが、事務局から何かございますか。</p>
環境政策担当参事(兼)環境政策課長	<p>はい、事務局からはございません。</p>
塚田会長	<p>はい。委員の皆様、他に何かございますか。</p>
筧委員	<p>一つだけ。</p>
塚田会長	<p>はい。じゃあ、筧委員。</p>
筧委員	<p>一つだけ教えてください。先ほどの青山高原の下に作る産業廃棄物最終処分場・管理型最終処分場のことなんですけども、青山高原は標高400mのところですよ。そして一つの谷あい、一つの谷すじを埋め尽くす、僕の知る範囲で最終処分平地型が多いと思うんですけども、こういう標高400mのところの一つの谷すじを埋める、そういうような産業廃棄物最終処分場・管理型最終処分場っていうのが県内、あるいは全国にどのようにあるのか、どういう形式、施設の形状になっているのか、そんなのを把握していただいているのであれば教えていただきたいと、こう思います。</p>
環境部長	<p>全国の状況についてでございますが、産業廃棄物の最終処分場、法的には種類は3種類ございます。安定型と管理型と遮断型っていうのがありますが、こと管理型についてですね、全国事例がどういった状況でどの程度あるかというところまで、個々具体には把握はしてございません。ただ見るかぎりにおいて日本列島の全国です、相当数が標高の高いところに設置、それから谷すじに設置されている事例はある可能性が十分あると</p>

	<p>思います。海のない都道府県もあれば、山間地に位置する都道府県もありますし、各都道府県知事が許可を下すこの産業廃棄物最終処分場ですね、状況は個々具体によって判断されることになると思いますので、すみません、具体的な個数とか状況をご説明させていただく資料を手持ちでは持ち合わせてございませんのですが、可能性はあるのではないかなというふうに考えております。</p>
<p>筧委員</p>	<p>もう一つ教えてください。今回TAMOという会社があそこにするという産業廃棄物の最終処分場の搬入先というのは例えば、産業廃棄物最終処分場としても産業立地のうえでは、産業を発展させていくうえではとても大事な施設だと思います。否定はしません。</p> <p>じゃあ今回、三重県の津市の青山高原、私たちの地域に作るのは三重県内の企業が排出する産業廃棄物が主にそこに埋められるのでしょうか。今回TAMOというのは琵琶湖の近くの滋賀県の業者が、私もその業者のところに行きましたけども、たぶん滋賀なり大阪なりそういう関西圏の産業廃棄物がここ三重県まで持ってこられるのではないかなと思って、想像なんですけども。埋め立てられる部分については三重県内の企業が排出する産業廃棄物が埋められる、そういう処分場になるのか、そこらについて教えてください。</p>
<p>環境部長</p>	<p>これは事業者がどのように取り扱うかによるものでございますので、津市としてはそれは承知する段階にはございません。ただ、法律上、産業廃棄物は日本列島どこからであっても、それは受けることができる法の立て付けになっておりますし、もっと言えば、都道府県によって他都道府県からの産業廃棄物の受け入れをなるべく断るような行政指導がなされる事例がありました。それに対しまして、国・環境省からはそういうことは違法に当たるので、そういう指導は行わないようにという国の指導がなされております。</p> <p>状況は以上でございます。</p>
<p>塚田会長</p>	<p>他にございますか。他にないようですので、これについても何かしらの施策に生かしていただければと思います。</p> <p>それでは、事項3についても終了したいと思います。</p> <p>事務局から事務連絡があるんでしょうか。</p>
<p>環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長</p>	<p>本日は、「津市環境基本計画 令和3年度年次報告書」、それから「津市環境基本計画 中間見直し」につきまして、ご審議いただきありがとうございました。</p>

塚田会長	<p>時間の都合もありまして、まだまだご意見等おありになる委員の方も見えになるかと思えます。</p> <p>つきましてはですね、ご意見等ございましたら、お手元に「意見シート」というのを配布させていただいておりますので、審議会終了後でもですね、『こういう意見が』ということがございましたらですね、この「意見シート」を利用してですね、ご意見の方をいただければと思います。ファックスでもEメールでも構いませんし、別にこの様式じゃなくて、別でも構いませんのでご提出いただければと思います。ファックス番号、Eメールアドレスは、この意見シートの下段の方に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、審議会終了後、審議会とはまた別の関係で事務連絡がございますので閉会后にですね、二点ほど連絡させていただきたいと思っておりますので、今のところはこの事務連絡でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で本日の事項はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、「令和4年度 第1回津市環境審議会」を終了したいと思います。</p> <p>長い間、どうもありがとうございました。</p>
------	---